100-84

問題文

平成18年に良質な医療を提供する体制の確立を図るために医療法等が改正され、平成19年4月から、医療の安全確保の一環として「医薬品の安全使用のための[] の作成が義務付けられた。

- 1. お薬手帳
- 2. 業務手順書
- 3. 在庫管理台帳
- 4. 薬局構造設備基準
- 5. ヒヤリ・ハット事例報告書

解答

2

解説

平成 19 年 4 月から医療の安全確保の一環として作成が義務付けられたのは、業務手順書です。

参考)(各項目の最初に 【医療安全の確保へ向けた視点】 がありなぜ手順書作成が必要か という点から解説がなされています。)

以上より、正解は2です。